

聲明書

書

當局從業員、主として車掌運轉手を以て組織する共和會は、會員の給與並待遇改善に闘争に依りてのみ獲らるゝものなりと稱し、其の幹部は殆んど年中行事の如く策謀して、手を代へ品を代へて半年に一度位づゝは必ず當局に對し希望等を提出しつゝあることは、市民各位の既に御承知の通りであります。

從業員の福利増進を圖ることはより當局の拒む處で無く、進んで之を實行すべきものと考へて居りますが、自ら其の間に財政の都合もあり、又主義に於て容れることの出来ない事項が澤山あるのであります。然し乍ら電車從業員特有なる勤労を思ひ、一方には市民交渉の重大なる使命に瀕滯を來すこと無きやを憂へ、出來得る限り從業員の希望に應じて來たのであります。同時に從業員に對しては交通機關從業員の使命の重大なることを自覺して、乗客の取扱の急用周到と眞切なる運轉に努力すべく、自己の與へられたる職分に應じ、誠實に盡すべき義務を忘ることのない様に懇諭し來つたのであります。

然るに會の幹部其他從業員中の一部の者は、近來思想的に外部の感化を受け或種社會運動一派の指導精神に心酔して、共和會内に更に青年部なるものを設け、之を青年部組織準備會などと稱して實行の責任を曖昧にし、事毎に當局の計畫を批判し、之に反抗し、過激なる言辭を連ねて不穏當なる宣傳を事とし、遂には公然局長課長等の排撃を宣言すること一再ならず、一般善良なる從業員を毒すること誠に尠なからぬことに立到りました。

斯様に當局を目にするに恰も仇敵を以てするを常態とし、從つて乗客の取扱の懶切を期すべきこと、運轉の平調を保つべきこと等、電車事業本來の業務に關しては、屢々訓諭する處であります。是等の幹部及從業員の不良分子は、今にして之を芟除しなければ、善良なる從業員もこの惡風に感化せられ、事業上重大なる支障を來すと存じます。今回改正致しました乗務時間計算方法の如きも、從來制度上に存する處であります。是等の幹部及從業員の不良分子は、今改めて之を實行するに過ぎませぬ、眞面目に勤務に勉勵する者に於て、今回規程の改正は何等懼るゝ理由がないのであります。

之に對し共柑會は漫りに聲を大にして改進呼はりを爲し、黑白轉倒の言辭を連ねて、市民各々を惑様な宣傳ビラを撒布致しましたから、當局としては之を棄て置くにあらずと考へ、一般從業員に對し訓示を與へました。訓示の趣旨は、本市復興の大業が市民の水きぬ新舊賛に依つて完成され、今は經濟復興の爲に心血を注いで日夜苦心勞神たる努力を爲しつゝある全市民の活動に奉仕すべく、交通機關の間違なる運用が如何に重要であるかを知らしめ、更に之を内にしては電氣局經濟が極度の窮況に在ることを述べ、遂に賃金値上げと云ふやうな非常手段に出でて市民に重い負擔

を忍んで貰ふことになつてゐる様な特別の事情を充分に諒解して輕視自効することのないやうにと情理を盡して從業員の誠意に信頼せんとしたのであります。試に其の一端を抜萃致しますならば

(前略) 其ノ乗車中ニハ如何ニモ心持ヨク休養ノ氣分ニアレ、位ニ心掛ケルノガ從業員タル者ノ仕事デアリ任務デアル、乗客ノ親切ニ取扱フコトハ單ニ其乗客ガ感謝スル許リテナク、是ヲ見ル他ノ乗客ノ心持ヲ和ゲ、更ニ親切ナ行ヒノスレバ自分自身セ崇高ナ自己満足ヲ味ヒ得ルノアツテカクシテ終日和樂平穏ナ安寧氣ノ中ニ懶伏ニ仕事ヲ續ケルナノバ吾々ノ共同社會生活ハドレ程美シイ氣持ノヨイモノトナルダアラウ。然ルニ近來動モスルト從業員ノ一部ニハ徒ノニ嬉激ナ思想ニ批判ノ餘地モナク感染シ、故ナキ盲動ヲナミ事トシ或ハ亂暴ナ運轉ニ尊イ他人ノ身體ヲ損傷シ、或ハ亦所謂近接懲ニ乗客輸送ノ間省ヲ害シテ顧ミナイモノガアル。更ニ種々ノ惡宣傳ヲナシテ事業ノ進捗ヲ妨ダ、善良ナ他ノ同輩ヲ惑シテ快シトスル不心得者ガアル。此ノ如キハ全ク自己ノ職責ヲ忘レタモノ、行動デアツテ、運転從業員タルノ資格ガ無イ許リテナク、人間トシテ氣ノ毒ナ心ノ持主ト云ハネバナラス。終日不半不滿ニ自ラヲ苦シメ、更ニ他ノ人ヲ不快ニ陥ラシメ社會ヲ毒スルノデアルカラ、此際大イニ改心ヲ要スル。(後略)

市民各位! 以上の訓示を記載した印刷物が、一般從業員に行渡るか行渡らぬ中に、殆んど間髪を容れずして、例の筆法を以て、共和會の一部から抗議的宣傳ビラを配付し、其後連續して毎日多數の煽動的宣傳をすることに没頭し、六月二十二日嘆願書提出後は愈々露骨にストライキを煽動するに至りました。其の一例左の如きものであります。

『なだれ込み、本局へ、回答は十時だ』

「パンチを抜け、ハンドルを棄て、本局へおしかけろ」
市民各位! これは共和會から今回提出致しました十三ヶ條に亘る嘆願條項を有利に導かんとする手段と考へられますが、斯様なことで當局が其の要求を容れることは出来ませぬ、況々や財政極度の窮乏に在る現状に於ては到底困難でありますから、其の殆んど全部を拒絶致しましたが、尙執拗に埋怨を並べて、二十九日前回同様の事項を再嘆願に來ました併し是れも前回同様拒絶する外なかつたのであります。其後更に種々なる宣傳ビラを撒布して、刻々不穏の空氣を醸成し來り、遂に昨日夕方より昨日、本日にかけて怠業氣分に入り各運轉系統に多少の遅延を實現するに至りました、爰に本年三月五日の大罷業の事實に想到すれば如何にしても此儘に推移し難い状勢となりましたので、當局は止むなく斷然たる態度を以て臨み、平素の言動に徴して、常に當局の施設に反抗し事業の圓満なる遂行を妨ぐる虞ありと認めた者、其の行狀市電從業員として不適當なりと認めた者等二十五名を解雇致しました。

右の結果或は市内交通機關に瀕滯を來す懼れもありましたので、當局は豫め相當の手配を講じまして、全力を擧げて電車運転上萬遠慮無きを期する覺悟であります。以上の次第何卒各位の御諒承を仰ぎ度此際何分の御後援を賜らんことを御願致します。